

目黒区 生成 AI を活用したチャットボットの構築・運用業務委託事業者募集 質問回答書

令和8年8月20日

番号	項目	質問	回答
1	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	別紙2項番25「利用者の入力内容から個人情報を検出し、適切に処理（マスキング等）する機能」について、項番6の「個人情報を入力しないよう注意喚起する警告表示」とは別に、実際に入力内容から個人情報を自動検出してマスキングする機能を必須とされているか、警告表示による注意喚起で代替可能かご教示ください。	要求事項一覧兼対応確認表において、利用者の入力内容から個人情報を検出し、適切に処理する機能は、個人情報の入力を抑止する警告表示とは別の要件として設定しています。このため、警告表示による注意喚起のみで個人情報の検出及び適切な処理の要件を満たすものとは取り扱いません。マスキング機能がない場合には、技術的な代替手段をご提案ください。
2	参加資格	参加資格について、本業務の参加要件として「目黒区の競争入札参加資格を有しており、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスにおいて事業者登録がなされていること」とございますが、弊社は現時点で目黒区様の競争入札参加資格を有しておりません。本プロポーザルへの参加にあたり、契約締結までの期間中に入札参加資格及び電子調達サービスの登録手続きを行うことを前提として応募することは可能でしょうか。	「東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し」は、申込時点で必要です。 そのため、参加申込締切時点で当該要件を満たしていない場合は、本プロポーザルへの参加はできません。
3	参加資格	現在、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスにおいて、目黒区の競争入札参加資格は未取得です。 本プロポーザルへの参加にあたり、競争入札参加資格はいつまでに取得している必要がありますでしょうか。 資格申請を行った場合、参加申込期限(令和8年8月25日)時点で資格審査中であっても参加申込みは可能でしょうか。 また、参加申込期限後、企画提案書提出期限または契約締結までに資格を取得することで参加資格要件を満たすことは可能でしょうか。	同上
4	二次審査	プレゼンテーションについて、Teams やZoom 等オンライン会議を用いての参加は可能でしょうか。	二次審査は、目黒区で対面での実施とし、オンラインでの開催は行いません。
5	画像認識システム(SODAI)との連携について	システム連携要件について、仕様書「7 システム要件(5)」及び機能要件一覧表の必須要件について、現時点で提案を予定しておりますチャットボットは、画像認識システム及び貴区にて既にご活用いただいているSODAIとの連携機能を標準では有しておりません。当該連携機能について、リリース予定日である令和9年4月1日までに実装することを前提とした提案とした場合、本要件を満たすものご判断いただけますでしょうか。	現時点で当該機能を有しておらず、今後搭載を予定する場合は「△」としてください。 企画提案書において、令和8年度中の試行運用の稼働までに実装することを確約することをご記載ください。
6	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	必須要件が未充足の場合の取扱いについて、機能要件一覧表の必須要件について「×」評価となった場合、当該項目は「仕様未充足」として評価点が0点(または減点)となるものの、提案自体への参加資格が失われるものではないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項P5(1)一次審査において、別紙2の必須項目を満たした事業者のみ二次審査の対象とする旨を定めています。このため、必須項目について同等以上の代替提案がなく「×」となる場合、企画提案書の提出は可能ですが、二次審査の対象にはなりません。
7	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	別紙2の必須項目について、「同等以上の代替提案」として「△」を記載した場合も、必須項目を満たしたものとして一次審査の対象となる理解でよろしいでしょうか。また、同等以上と判断される基準及び評価方法をご教示ください。	必須事項に「△」がある場合も一次審査を行います。「代替提案」の内容が要求事項の同等以上の効果を有するか総合的に判断することから、備考欄等に、実現方法及び効果を具体的に記載してください。
8	仕様書	仕様書に記載されている区民向け試行運用について、実施は必須でしょうか。実施する場合の予定期間、対象ユーザー、想定利用件数、Web版・LINE版・画像認識機能の対象範囲、本番移行予定日及び現行システムとの並行稼働・切戻し要件をご教示ください。	仕様書に記載のとおり、区民向け試行運用はシステムの構築状況に応じ、原則実施する想定です。期間、対象範囲等の詳細については、契約締結後に受託者と協議の上決定します。 なお、現時点では以下を想定しています。 対象ユーザー：区民 対象範囲：チャットボット及び画像認識機能を含むシステム全体 想定利用件数：未定 試行運用期間：受託者との協議により決定 現行システムとの並行稼働及び切戻し対応：円滑な移行を実現するための具体的な方法を提案してください。提案内容を踏まえ、契約締結後に協議の上決定します。
9	仕様書	粗大ごみに関する問い合わせ(SODAI連携)が出来るチャットボットとそれ以外の問い合わせが出来るチャットボットは同一のチャットルームでしょうか。	現行チャットボットと同様に、利用者の利便性を考慮し、単一のチャットインターフェース上で各種問い合わせに対応できる構成を想定しています。ただし、具体的な実現方法については事業者の提案によるものとします。
10	仕様書	SODAIとの連携を想定していますが、今回構築するチャットボットに求められる出力の内容についてご教示ください。	SODAIとの連携を行う場合、チャットボットには、SODAI Vision APIから取得した画像識別結果を利用者に分かりやすく表示するとともに、その結果に応じた粗大ごみの処分方法(項目名、料金等)を案内する機能を求めます。表示内容や画面構成の詳細な指定はありませんが、利用者が識別結果及び処分方法を理解し、適切な手続につなげられることを想定しています。
11	画像認識システムの契約主体	SODAIは目黒区様が別途契約する認識であっていただけますでしょうか？	画像認識システムにSODAI Vision APIの利用を想定する場合、受託者が新規に契約し、利用費用を提案金額に含めてください。
12	画像認識システムの契約主体	(SODAI連携の契約主体) 別紙3及び要求事項5に関連し、画像認識システム「SODAI Vision API」と連携する場合、当該APIの利用契約及び利用料の負担は区が直接行うのか、受託者が契約(又は再委託扱い)を行うのかご教示いただけますでしょうか。	画像認識システムにSODAI Vision APIの利用を想定する場合、受託者が新規に契約し、利用費用を提案金額に含めてください。なお、再委託の扱いにはしません。
13	仕様書	現行のSODAI Vision APIの契約、アカウント及びAPIキーは、区が継続して保有し、受託者に連携用情報を提供する想定でしょうか。それとも、受託者が新規に契約し、利用費用を提案金額に含める想定でしょうか。接続試験用の認証情報の提供時期もご教示ください。	画像認識システムの連携はSODAI Vision APIに限定していません。現行のSODAI Vision APIの契約、アカウント及びAPIキー等は引き継がない想定です。受託者が新規に契約し、利用費用を提案金額に含めてください。

目黒区 生成 AI を活用したチャットボットの構築・運用業務委託事業者募集 質問回答書

番号	項目	質問	回答
14	仕様書	目黒区独自の追加学習品目又は設定が存在する場合、その内容を次期システムでも引き継ぐことは可能でしょうか。	現行のチャットボットのFAQデータの提供に関するものと捉えて回答します。現行システムにおけるFAQデータは提供が可能です。設定内容、同義語設定等については、契約締結後に内容を確認の上、提供可否を協議します。なお、同一の動作や学習結果を保証するものではありません。
15	仕様書	SODAI Vision APIの判定ラベル及び確信度から、目黒区の処分区、処分方法、手数料、申込先URL等へ紐付けるためのマスターデータ又は現行システムの連携仕様は提供されるでしょうか。	契約締結後、業務遂行上必要な範囲で、区が保有する関連データ及び資料を提供します。提供可能なデータ項目については契約締結後に協議します。
16	仕様書、別紙2 要求事項一覧兼対応表	仕様書及び別紙2項番39について、LINE連携で求める最低限の実装は、LINEのトーク画面内でMessaging APIを用いて対話する方式でしょうか。それとも、LINE公式アカウントからWeb版チャットボットを起動する方式でも要件を満たすでしょうか。	任意項目であり、LINEのトーク画面内でMessaging APIを用いて対話する方式を想定しています。利用者がLINE公式アカウントから円滑に利用できるものであれば、Web版チャットボットを起動する方式でも構いません。
17	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	別紙2項番6及び26について、個人情報の警告、検出及びマスキングは、LLMへの送信前、システムへの保存前、管理画面への表示時、CSV等への出力時のうち、どの段階まで求められるでしょうか。	利用者情報保護の観点から適切な対策を講じることを求めます。LLMへの送信前を想定していますが、具体的な実装方法については事業者提案によるものとします。
18	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	対象とする個人情報の種類についてご教示ください。	利用者が入力した氏名、住所、電話番号、メールアドレス、マイナンバーその他特定の個人を識別できる情報を想定しています。
19	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	(個人情報入力時の警告機能について) 要求事項6に関連し、生成AIを含むいかなる技術であっても、自然文中に含まれる個人情報を100%の精度で検知することは一般的に困難とされています。ついては、電話番号・メールアドレス等の定型的形式の検知及び入力時の注意喚起表示を中心とした合理的な対策で足りるものとし、検知漏れが生じ得ることを前提とした運用上の位置づけという理解でよいが確認したい。	個人情報は、利用者が入力した氏名、住所、電話番号、メールアドレス、マイナンバーその他特定の個人を識別できる情報を想定しています。検知されずに入力された場合は、運用によって補完する想定です。
20	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	会話ログの保管期間についてご教示ください。	会話ログ及び利用ログは原則1年以上とし、保存期間経過後は削除を想定しています。詳細な運用方法については、事業者からの提案内容を踏まえ、契約締結後に協議の上決定します。
21	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	区職員がマスキング前の原文を閲覧する必要性をご教示ください。	利用者が入力した個人情報を、マスキング等の処理によって、不要な閲覧が生じないようにすることを重視しています。マスキング前データの閲覧機能は必須要件ではありませんが、必要に応じて権限制御等により適切に管理できることが望ましいと考えています。
22	仕様書	IaaS、PaaS、LLM API、SODAI Vision API、LINE Messaging API等の外部クラウドサービスの利用は、仕様書第13項の「再委託」に該当するでしょうか。該当する場合、必要となる申請資料及び承認時期をご教示ください。また、クラウド事業者が利用するサブプロセッサについても「再委託禁止」の対象となるでしょうか。	IaaS、PaaS、LLM API、SODAI Vision API、LINE Messaging API等の外部クラウドサービスの利用は、本業務の実施に必要なサービス利用として提案可能です。ただし、当該サービスの利用が再委託又は再々委託に該当するか否かについては、利用形態、業務内容、役割分担、データの取扱い、契約関係等を踏まえ、個別に判断します。 提案書には、利用予定の外部サービス、提供事業者、役割分担、取り扱う情報の範囲、責任分界点及び管理方法を明記してください。 なお、再委託に該当する場合は、仕様書に基づき、事前に再委託内容、理由、再委託先等を書面で申請し、区の承諾を得る必要があります。本契約を一括して再委託すること及び再々委託は認めません。また、外部サービスを利用する場合であっても、本業務に係る最終的な責任は受託者が負うものとします。
23	仕様書	仕様書第13項において再々委託は禁止されていますが、再委託先がサービス提供のために利用するIaaS、PaaS、大規模言語モデル(LLM)APIその他の汎用クラウドサービスの利用についても、再々委託に該当するでしょうか。	同上
24	仕様書	クラウドサービス、生成AI・LLM API、各種外部API等のサービスを利用してシステムを構築する場合、これらのサービス提供事業者は仕様書に定める「再委託先」に該当しますでしょうか。	同上
25	仕様書	年間可用性99.5%の算定対象となるシステム範囲及び算定方法をご教示ください。LLM、SODAI、LINE等の外部サービスに起因する停止や性能低下は、可用性算定に含まれるでしょうか。	可用性の算定対象は、受託者が提供するチャットボットサービス一式を範囲とします。ただし、やむを得ない事情が発生した場合は別途協議します。
26	仕様書	本業務の一部について、生成AIチャットボットサービスの提供事業者等へ再委託することを想定しております。参加事業者が契約主体としてプロジェクト管理、区との調整、運用管理等を行い、再委託先がシステム提供、初期設定、技術支援等を担当する体制は可能でしょうか。また、「本契約を一括して再委託すること」に該当するか否かの判断基準があればご教示ください。	参加事業者が契約主体としてプロジェクト管理、区との調整、品質管理、運用管理等を担い、協力事業者又は再委託予定事業者がシステム提供、初期設定、技術支援等を担う体制は、提案可能です。 ただし、実施体制、役割分担、責任分界点、再委託予定範囲を提案書に明記してください。 再委託に該当する場合は、契約締結後、仕様書に基づく事前申請及び区の承諾が必要です。なお、本契約を一括して再委託することは認めません。本業務に係る最終的な責任は受託者が負うものとします。
27	募集要項	募集要項「4 参加資格要件」の「(6)過去5年間に、民間企業や地方公共団体等(独立行政法人等の公的機関を含む)で生成 AI 機能を有するチャットボットの構築・運用支援業務の実績を有すること。」について確認します。提案事業者が、本業務の履行に当たり協力事業者(再委託予定事業者)を含めた体制で実施する場合、当該協力事業者が有する同種・類似業務実績をもって参加資格要件を満たすものと考えてよいでしょうか。	参加資格要件として求める業務実績は、参加申込事業者自身の実績とします。生成AI機能を有するチャットボットの構築・運用支援業務の「プロジェクト管理」は、実績に含めます。再委託予定事業者のみの実績をもって参加資格要件を満たすものとは認めません。

目黒区 生成 AI を活用したチャットボットの構築・運用業務委託事業者募集 質問回答書

番号	項目	質問	回答
28	募集要項	提出書類の様式及び作成に関する留意事項 ②企画提案書(提案内容)について、ページ数の上限はありますでしょうか。	企画提案書のページ数に上限は設けていません。ただし、要点を整理し、審査しやすい資料となるよう作成してください。
29	募集要項	二次審査においてはプロジェクトリーダー以外の同席も認められるでしょうか。認められる場合、同席可能人数の上限および再委託先の同席可否についてご教示ください。	プロジェクトリーダー以外の同席、再委託先の同席も可能です。詳細な参加人数等については一次審査通過事業者へ別途通知します。
30	仕様書	操作方法や運用に関するサポート体制の構築が求められている認識です。こちらサポート要員の見込み工数から見積を算出するため、対応上限時間や貴区問合せ担当者数上限を設けた提案をさせていただきたく存じます。前提条件を提案書に明記することでこれらの条件が許容されると考えてよろしいでしょうか。	サポート体制は提案事項です。対応時間、対応範囲、問合せ窓口人数等について前提条件がある場合は、提案書に明記してください。なお、提案書に記載された条件がそのまま受け入れられることを保証するものではなく、提案内容全体を踏まえて審査します。
31	仕様書	別紙1に「利用数(一つの質問に回答するまでを1件とカウントする): 6,000件/月とし、上記の件数を超える利用が発生した場合の取り扱いについては、区と受託者の協議の上決定する。」旨の記載があります。弊社としては以下2パターンの提案が可能ですが、貴区としてはどちらが望ましいでしょうか。 ①上限件数に達した時点でLLMへの問合せを中断し、応答文として「有人の問い合わせフォーム」や「電話番号」を案内する ②上限件数に達した後も通常通り利用可能とし、契約年度内に追加費用を頂戴する	別紙1に記載のとおり、利用件数が6,000件/月を超える場合の取扱いは区と受託者の協議により決定します。超過時の対応方法及び費用体系も含めて提案事項です。区として特定の方式を指定するものではありません。
32	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	別紙2要求事項一覧No.16に「ウェブサイト仕込むためのタグ(ソースコード)の提供が可能であること(ウェブサイトへの設置は区が行うものとする)」との記載があります。弊社から提案するチャットボットは「専用URL」を貴区HPのHTML/CSSに埋め込んでいただければ呼び出し可能ですが、貴区HPに埋め込まれる想定HTML/CSSを弊社で作成したうえで提供を希望されているでしょうか。希望される場合、貴区HPに埋め込まれる想定HTML/CSS(初期表示ウィンドウサイズの指定、拡大/縮小ボタンの配置等)の作成役務を弊社見積に追加します。	要求事項は、区公式ウェブサイトにチャットボットを設置するために必要なタグ、URLその他の情報を提供できることを求めるものです。区公式ウェブサイトへの設置は区が行います。具体的な実現方法は事業者提案によるものとし、区公式ウェブサイト向けに個別のHTML/CSS等を作成することは必須ではありません。
33	仕様書	(ハルシネーション発生率の許容基準について) 仕様書6(2)イ及びウでは、運用開始前の動作検証でハルシネーション(誤回答)が確認された場合は修正対応することとされていますが、運用開始後に生成AIが誤った行政情報を案内した場合の許容基準(誤回答率の数値基準、又は「ゼロを恒久的に保証できない場合」の区としての対応方針)について、選定にあたっての評価基準を確認したい。	ハルシネーション(誤回答)について、運用開始後の誤回答率に関する具体的な数値基準は現時点で定めていません。ただし、事業者には、誤回答の発生を可能な限り抑制する仕組み、誤回答が発生した場合の検知・修正・再発防止の運用方法、及び区への報告方法について提案することを求めます。なお、誤回答が確認された場合は、区と受託者で協議の上、必要な修正対応を行うものとします。
34	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	(利用者識別範囲と個人情報扱いの確認について) 要求事項44「利用状況分析のため、利用者を一意に識別できる仕組みを有し、ユニークユーザー数、利用回数、利用経路等の統計情報を取得できること」に関連し、ログイン等の認証を伴わないウェブ・LINE利用の場合、Cookieやブラウザ・端末単位の識別など、個人を特定しない範囲での識別(同一利用者の再訪判定等)で足りるという理解でよいか確認したい。あわせて、要求事項26の個人情報検出・マスキング機能との関係で、識別の仕組みが個人情報の取得・突合を伴わないことを前提としてよいか確認したい。	利用状況分析における利用者識別は、統計的な分析に必要な範囲で、同一利用者又は同一端末等を識別できる仕組みを想定しています。ログイン等の本人認証を必須とするものではありません。Cookie、ブラウザ、端末単位の識別等、個人を直接特定しない方法による提案も可能です。ただし、個人情報の取得・保存・利用を伴う場合は、法令等を踏まえた適切な取扱い及び管理方法を提案してください。要求事項26の個人情報検出・マスキング機能との関係については、ご認識のとおりです。
35	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	(LINE UserIDの取扱いに関する個人情報保護上の整理について) 別紙2 任意項目39では、LINE UserIDに紐づくコミュニケーションを求めています。LINE UserIDと質問内容等を紐づけて保存・分析することは、目黒区個人情報保護条例上の「個人情報」の取得・利用に該当し得ると考えられます。当該情報の取得・保存・分析にあたり、本人への同意取得や利用目的の明示等、区として求める法的整理があれば確認したい。	「LINE UserIDに紐づくコミュニケーションが取れること」とは、LINE公式アカウントとのAPI連携により、利用者がLINE上でチャットボットを利用できることを想定したものです。LINE UserIDと質問内容等を紐づけて保存又は分析することを求めるものではありません。利用状況分析については、同一利用者による利用であることを識別できれば足りる内容を想定しています。
36	仕様書	(生成AIによる誤案内の責任分界点について) 仕様書6(1)エでは、誤った情報等を提示した場合のリスクと責任分界点について提案することとされていますが、生成AIが文章生成の過程で行政情報の内容を変容させた場合(原典の表現を離れて要約・言い換えた結果、意味が変わった場合等)についても、受託者が責任を負う「誤った情報の提示」に含まれるという理解でよいか確認したい。	生成AIが回答文を生成する過程で、区が指定する情報の内容を不正確に要約又は言い換えた結果、利用者に誤った行政情報を提示した場合は、誤った情報の提示に含まれるものと考えます。事業者には、原典に基づく回答生成、出典表示、回答内容の制御、誤回答発生時の修正対応等、リスク低減のための具体的な方法を提案してください。
37	仕様書	(区指定データの範囲・提供形式について) 仕様書6(1)イ及び要求事項2に関連し、「区が指定するデータ」には現行のFAQデータ(約2,400件)のほか、区公式ウェブサイトに掲載されていないPDF・CSV・Word等のデータも含まれるか確認したい。含まれる場合、当該データの想定件数・データ量、及び契約締結後いつの時点で受託者へ提供される予定か、あわせて確認したい。	「区が指定するデータ」には、現行のFAQデータのほか、区公式ウェブサイト及び区が必要と認めるPDF、CSV、Word等のデータを含むことがあります。具体的な対象データ、件数、データ量及び提供時期については、契約締結後に区と受託者で協議の上決定します。なお、提案にあたっては、各種形式のデータを取り込み、回答生成時に参照できる仕組みを前提に提案してください。
38	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	(LLMの活用範囲について) 要求事項4「LLMは自然なコミュニケーションのために活用され」との記載に関連し、これは利用者の質問意図の解釈、曖昧な表現の補正、聞き返し等の対話制御にLLMを用いる一方、最終的に提示する回答文の内容については、区指定情報の原文をそのまま提示する(LLMによる要約・言い換えを行わない)方式も「自然なコミュニケーション」の実現手段として含まれるという理解でよいか確認したい。	チャットボットでは、利用者が長文を読まずに、知りたい情報の概要を得られることが重要と考えています。区が指定する「よくあるFAQ」から回答を提示することが最適な場合、要約は必要ではありませんが、区公式ウェブサイトや他の情報元を根拠にする場合、回答が冗長になる可能性があります。そのため、曖昧な質問の確認、質問の解釈のみに限定せず、必要な範囲で生成AIが要約・言い換えを行う機能があることを求めます。
39	募集要項	(提出する契約書について) 様式5に添付する契約書について、「内訳が分かる書類」とは費用における構築および保守それぞれの費用を指しているか。また、契約先の要望によって、その内訳を隠した状態で添付した場合も受託実績として認められるか。	様式5に添付する契約書等について、「内訳が分かる書類」とは、当該実績の業務内容、契約金額、構築・運用保守の費用が確認できる資料を想定しています。契約先の都合により金額内訳等を一部非開示とする場合は、参加資格要件又は評価に必要な業務内容・実績内容が確認できる資料を提出してください。提出資料により実績内容が確認できない場合は、実績として認められないことがあります。

目黒区 生成 AI を活用したチャットボットの構築・運用業務委託事業者募集 質問回答書

番号	項目	質問	回答
40	募集要項	(提案書について) 募集要項7ページ>12>(10)について、提案書には「参加者名、人名及び参加者名を類推できるような記載をしないこと」とあるが、4ページ目の7>(2)および別紙4も踏まえて見ると、これは「社名なし」の場合の注意事項という認識で良いか。もしくは社名有りの場合も表紙などを除いた箇所には特定できる情報を記載しないようにすべきか。	ご認識のとおり、社名なしの企画提案書に関する注意事項です。
41	仕様書	(支払い方法について) 完了後一括払いとあるが、「システム構築」と「システム運用・保守」それぞれの完了時期(各年度末)を完了日とし、一括で支払われる認識で相違ないか。また、運用・保守については、例えば各月末を完了日とし、月毎に支払う形で対応可能か確認したい。	令和8年度の契約(システム構築、試行運用、保守含む)は年度末を完了日とし、その後一括で支払います。 令和9年度における「システムの運用・保守」は、各月末を完了日とし、月ごとに支払うことも可能です。
42	別紙2 要求事項一覧兼対応表について	要求事項一覧兼対応確認表について、「基準日は令和8年9月時点とする」とありますが、各要求事項の「対応可能(○)」については、令和8年9月時点ですでにサービス・システムとして実装済みであることが必要でしょうか。それとも、現時点では未実装の機能であっても、本業務の構築期間中に実装し、本番運用開始時まで要求事項を満たすことが可能な場合は「○」として差し支えないでしょうか。	画像認識システムとの連携と、それ以外の要件では条件が変わります。画像認識システムの実装可否については項番5をご確認ください。 要求事項一覧兼対応確認表における対応可否は、基準日である令和8年9月時点の状況を基準として記載してください。令和8年9月時点で未実装の機能であっても、実装予定である場合は「△」として記載し、備考欄に実現方法及び実装時期を具体的に記載してください。10月に実施予定の二次審査(対面審査)において、実機、試作環境その他の方法により当該機能の実現性及び動作を確認できることを求めます。その後、契約締結時点(令和8年11月予定)で実装を完了するようにしてください。
43	参加資格要件	参加要件となっている「生成AI機能を有するチャットボットの構築・運用支援業務の実績」について、Webチャットボットに限らず、生成AIを活用した音声対話システム、社内向け生成AI・RAGシステム等の構築・運用実績も対象となりますでしょうか。上記実績について、構築後の保守、運用、改善対応等を継続的に実施している案件であれば、「構築・運用支援業務」の実績に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	参加資格要件で求める実績は、生成AI機能を有するチャットボットの構築・運用支援業務の実績です。 生成AIを活用した対話型システムやRAGシステム等であっても、実績とみなしません。
44	仕様書	仕様書では成果物の著作権は区に帰属するとされていますが、受託者が本業務以前から保有するプログラム、ライブラリ、システム基盤、ノウハウその他の既存知的財産については、区への権利移転の対象外との理解でよろしいでしょうか。	本業務により新たに作成し、成果物として区に納品するものの著作権は仕様書の定めに従い区に帰属します。一方、受託者が本業務以前から保有するプログラム、ライブラリ、システム基盤、ノウハウその他の既存知的財産については、当然に区へ権利が移転するものではありません。ただし、本業務の成果物の利用に必要な範囲で、区が支障なく利用できる条件を提案書に明記してください。
45	仕様書	生成AIが回答時に参照する目黒区公式ウェブサイトについて、原則として区公式ウェブサイト全体を対象とする想定でしょうか。それとも、区が参照対象となるページ・URL等を指定する想定でしょうか。	生成AIが回答時に参照する区公式ウェブサイトの範囲は、原則として区公式ウェブサイト全体を対象とする想定です。ただし、具体的な参照対象ページ、除外対象、更新方法等については、契約締結後に区と受託者で協議の上決定します。提案にあたっては、参照対象を柔軟に設定・変更できる仕組みを提案してください。
46	仕様書	次期チャットボットについて、令和9年4月1日から本番環境へ完全切替する想定でしょうか。また、現行チャットボットとの並行稼働期間を設ける予定がありましたらご教示ください。	次期チャットボットは、令和9年4月1日からの本番運用開始を想定しています。現行チャットボットとの並行稼働期間や切替方法については、円滑な移行を行うため、受託者から具体的な方法を提案してください。提案内容を踏まえ、契約締結後に区と受託者で協議の上決定します。
47	仕様書	月間想定利用数6,000件について、生成AIが確認質問を行うなど、1つの問い合わせについて複数回のメッセージのやり取りが発生した場合、一連の対話を1件としてカウントするのか、利用者からの各メッセージをそれぞれ1件としてカウントするのかをご教示ください。	「利用者からの質問に対する応答」を1件としてカウントすることを想定しています。生成AIが確認質問を行うなど、1つの問い合わせに複数回のメッセージのやり取りが発生する場合の詳細なカウント方法については、提案内容を踏まえ、契約締結後に協議の上決定します。
48	仕様書	運用開始前の動作検証について、区が用意するテストケース、正答率、回答精度等の具体的な受入基準を設定する予定はありますでしょうか。	運用開始前の動作検証について、区が確認すべき観点やテストケースを一定程度用意することを想定していますが、正答率や回答精度等に関する具体的な数値基準は現時点で定めていません。受託者には、試験計画、テストケース、回答精度の確認方法、誤回答発生時の修正方法等を提案し、区と協議の上、動作検証を実施することを求めます。
49	仕様書	仕様書に記載されている「機密情報の取扱いに関する標準特記仕様書」について、提案するシステム構成及びクラウドサービス等の適合性を確認するため、内容をご提供いただくことは可能でしょうか。	「機密情報の取扱いに関する標準特記仕様書」は、受託者の選定後に適用の要否を判断します。 本プロポーザルにおいては、仕様書及び要求事項一覧兼対応確認表に示すセキュリティ要件、個人情報保護、機密情報の取扱い等を満たすシステム構成及びクラウドサービスを提案してください。